

リトリート・ガーデン逗子新宿Ⅲ・自主協定書

1. (趣旨)

この協定書は分譲地区内の住環境の調和を図る為、自主的に購入者全員で紳士協定を締結し良好な住宅地を形成することが目的です。

2. (協定区域)

この協定の適用区域は別添の図面のとおりと致します。

3. (協定事項)

- (1) 1棟あたりの敷地面積は165㎡以上とする。
- (2) 建物の外壁は隣地境界及び道路境界より1m以上後退する。
- (3) 建物の絶対高さは10m以下とする。
- (4) 建物の形式は1区画(165㎡)に対し2住戸以内の住宅(長屋)若しくは共同住宅(屋内階段形式)とすること。

4. (努力規定)

- (1) 極力勾配屋根をかけてください。
- (2) 極力敷地面積の約20%を緑化してください。

5. (ゴミ集積所の利用について)

- (1) 分譲地内に設置するゴミ集積所については、当該分譲地内居住者及び逗子市新宿町内会より承認を受けた近隣居住者のみ搬出できるものとします。
- (2) ゴミの収集日に指定収集物以外のゴミを搬出しないこと、また前日や収集後にゴミを絶対に搬出しないものとします。
- (3) ゴミ集積所の清掃については利用者全員(順番制)で清掃管理するものとします。

6. (自主協定の有効期間)

この自主協定の有効期間は平成15年2月末日から10年間とし当該期間満了日の3ヶ月前までに協定締結者の過半数が廃止についての申出をしなかった場合は、更に10年間延長するものとし、以後も同様といたします。

以 上

